

令和7年度第14回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和7年6月25日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所福祉会館 2階 201号室

3 会議の議題

（議題）適正な下水道使用料のあり方について

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（8名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学 名誉教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社
	山本 京子	岡崎商工会議所 事務局次長
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合 女性部
公募した市民	石井 美紀	

(2) 欠席委員（2名）

学識経験を有する者	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
公募した市民	松井 亜早美	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 中田 利隆

上下水道部長 跡地 操

経営管理課長（次長） 新實 健治

上下水道部次長（水道浄水課課長） 小野塚 好司、

上下水道部次長（下水道施設課長） 藤野 真司
総務課長 石川 千乃、サービス課長 竹田 由宣、
水道工事課長 新美 正紀、下水道工事課長 鈴木 亨一郎
経営管理課副課長 棚岡 伸一、総務課副課長 飛田 晃宏、
経営管理課経営2係長 藤岡 敏彰、総務課総務人事係長 伊藤 嘉規、
経営管理課主査 今泉 高樹

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち8名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、鈴木委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。（傍聴者2名）

9 議事の要旨

資料1に基づき、適正な下水道使用料のあり方について事務局が説明した。事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

（A委員）

10m³/月の使用者は単身世帯、20m³/月の使用者は3～4人世帯という認識で間違いないか。

（事務局）

おっしゃる通り。

（A委員）

資料24ページの比較表で、10m³/月の使用者である単身世帯の使用料の上がり幅がかなり大きく感じる。

公平に負担を求めるという考え方で見ると、単身世帯など小口の額の上がり方が大口よりも大きく感じることに 대해서는 どう考えたら良いか。

(事務局)

使用料 10m^3 の上がり幅が高額になっていることについては、資料21ページにある通り、 $1\sim 10\text{m}^3$ の従量帯単価を42円引き上げることが要因になっている。

このような引き上げに至った理由として、資料7-1、7-2ページを御覧いただきたい。平成21年度の改定では、それまで従量使用料を徴収していなかった $1\sim 10\text{m}^3$ について、各自の節水によって使用料が変わるよという考えで従量使用料を設定し基本水量を廃止した。その際に、変動費を全て反映してしまうと約 $50\text{円}/\text{m}^3$ 必要となり、かなり大きな改定額になってしまうため、まずは従量使用料が発生することに慣れていただくことを優先し、 $1\sim 10\text{m}^3$ の単価を10円と低く設定し、回収できない変動費を他の従量帯でカバーすることとした。その影響で、今回改定の $1\sim 10\text{m}^3$ の単価の上がり幅が大きくなっている。前回改定では、 $1\sim 10\text{m}^3$ の従量帯の水量が全体の $\frac{3}{10}$ 程度だったところから、今回は全体の半分近くを占める見込みとなったため、他の従量帯で負担をカバーすることが、持続可能な経営という観点からみると難しくなったため、水量に応じて汚水処理に直接かかる変動費分はすべての従量帯で均等に負担するように設定した。

また、資料24ページの中核市比較の中で、 10m^3 の額がかなり高く見えることについては、中核市の多くが一番低い従量帯は基本使用料内に含める考え方や、実際にかかる変動費よりもかなり低い単価を設定しているということが理由として挙げられる。

しかし、前回改定から約20年が経過し、本市では、他の従量帯でカバーできない状況になってきてしまったため、従来考えは継続できない。そのため今回のような改定案を提示させていただいた。

(A委員)

今まで水量の少ない方の負担を政策的に軽くしていたが、今回の改定案では、本来負担すべき費用を全額負担するような考え方に変えたということはいくわかった。ただ、この事務局案で進める場合は、市民に丁寧に説明する必要がある。また、 $1\sim 10\text{m}^3$ の従量帯に該当する市民はどれくらいいるのか。

(事務局)

単身世帯の割合は徐々に上がってきている。だからこそ、少ない従量帯の割合が高くなり、他の従量帯でカバーできなくなっているという現状。

(A委員)

市民感情では、どの従量帯でどれだけ上がったかよりも、なぜこんなに上がったのかという方が重要。その理由が岡崎市の考え方が変わったからだということは分かったが、市民に向けてはより丁寧に説明していかないといけない部分だと感じる。

(B委員)

総括原価全体で27.5%の改定で、それを使用料体系に割り振ると22ページのようになることについて理屈としてはよく分かった。

計算の根拠が10ページにあるとおり「下水道使用料算定の基本的考え方」によるということで、それが合理的であるとは思いますが、中核市の中でどれだけの市がそれを採用しているか、岡崎市の実情に合っているのかを教えてほしい。

(事務局)

「下水道使用料算定の基本的考え方」は、使用料改定を考える自治体のほとんどが一度は目を通すものになる。この本の考えに基づくと、今回の事務局案のように、一番低い従量帯の単価が大幅に上がってしまう。

理屈は分かっているけれども実際の改定事務の中でこの本の考えを全面的に採用している自治体は少ない。政令指定都市を含めても、ほとんどの自治体が、従来の使用料体系と比較して何%の改定が必要かを見積もるという方法で改定をしている事例が多いと認識している。

今回は、資料7-2にあるとおり、これまで負担をあまり求めてこなかった1～10m³の従量帯が、今では全体の約半分の水量を占め、主たる需要者になったことにより、この従量帯に対する軽減策を考えていては安定した経営は成り立たないと考えた。また、20年ぶりの使用料改定となることから、本市が続けてきた使用料体系の単価設定を一度リセットし、あるべき姿を検討した結果、水需要に応じた負担を求める体系を目指すこととした。その際、「下水道使用料算定の基本的な考え方」に記載された計算方法が合理的であるとして、採用することになった。

(B委員)

事務局の中で対案みたいなものはないか。今回出ている体系案が一つしかなく、我々も判断し難い。

(事務局)

追加で用意していた資料をお配りする。この資料については、皆さんから11～25m³の従量帯が減額改定になることについて御指摘があった場合に提示させていただく予定だったもの。基本的な考え方を大きく変える案は用意していないが、減額改定への調整を行った案として提示させていただく。

追加資料に基づき、使用料体系の調整案について事務局が説明した。
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(B委員)

調整案は審議会で提案をして、その後に議会で御審議いただくという流れで良いか。そうすると、減額改定を調整するという政策的配慮については審議会の役割というよりも議会での議論の対象になってくるのだろうか。

(事務局)

使用料改定は最終的には議会に条例案を提出し、議論の上で議決により決定されるものだが、審議会では委員の専門的な知見等を基に、市民の皆様に御納得いただけるような検討になっているか、事務局の独善的なものになっていないかを御確認いただいている。そして、審議会からいただいた答申を尊重する形で市長から議会へ条例案を提出させていただく。審議会の中では、調整が必要か否かを含めて御議論いただきたい。

(A委員)

下水道使用料に関する福祉的な減免制度はあるのか。

(事務局)

現状では減免は実施していない。

(A委員)

調整案は、改定幅が大きい少量使用者の負担を軽減するための調整ではなく、単価が減額になる従量帯をなくすことへの調整ということであるか。

(事務局)

おっしゃるとおり。

(C委員)

そもそもの改定率は、10年で27.5%としていたと思うが、今回の資料は4年で計算されている。これは、また4年後に見直すと捉えて良いか。

(事務局)

4年ごとに審議会では10年の見直しについて議論を重ね、継続した議論を進めていく予定。

(C委員)

4年後に一度実績を見て、また判断するという考えで良いか。

(事務局)

おっしゃる通り、4年後に実績とそこから先の推計を出させていただいて、適正な使用料のあり方についてその時の委員の皆様にご判断いただく予定。

10年後に目標資金を達成できるように、改定率27.5%で見込んだ体系を今回出させていただいている。

(B委員)

追加資料の7-1と7-2をみると、11～25^mの従量帯に負担が集中している。その従量帯の市民から、今まで払いすぎていた分、今回は安くしてほしいというような意見もあるかもしれない。そのような場合のアナウンスの必要性について教えてほしい。

(事務局)

アナウンスの必要性については今まで検討してこなかったが、もし事務局案通りになるとしたら、従来の積算方法やそれによる影響等についての説明はしていかなければならないと考えている。

(D委員)

調整案の方が違和感なく納得しやすいと思う。

(議長)

今回提示があった事務局案と調整案への御意見を伺う。

はじめに、当日欠席のE委員から、今回の審議事項についてあらかじめ寄せられたコメントを事務局が下記のとおり代読した。

(代読)

公平、中立、そして経営の安定を目的とした使用料体系案について、賛同する。その体系について、基本使用料、従量使用料のそれぞれの区分の使用料に対して、適切な理由をもって説明されている。

また、これらの使用料体系から得られる使用料収入の試算からは、経営の安定化に寄与することが示されている。

以上の理由から、事務局案に賛成する。

調整案については、これまでの理屈からは少しずれるものの、減額となる従量帯がないことは良いのでないか。

また、大幅な改定は使用者の混乱もまねくことも考えられ、それぞれの区分における改定の公平性という観点からも、賛同を得られやすいという点からは、調整案についても納得はできる。

(F委員)

増加額について議論をしているが、市民に発信する際には増加率で表示されるのでは。その際に、少ない従量帯の増加率が大きく上がる形になると思う。節水による影響等についても増加額と増加率では見え方が違うと思う。表現の仕方についても、市民の納得を得られるような方法を考えていくと良いと思う。

(事務局)

水道料金改定時の説明の際には増加額を使って説明していたため、今回の下水道使用料改定の説明にも増加額を用いていきたい。

(B委員)

固定費については設備の老朽化の問題があるため、市民にも丁寧に説明をして、使用料が増額になることへの納得を得られると良い。

(議長)

昨年から国交省より水道と下水道の一本化が進められている。資産維持費について水道と下水道で比較すると、水道は資産維持費3%とはっきり明示されているのに対し、下水道は曖昧である。資産維持費を使用料原価に入れていくのは良いが、あくまでも算定要領に定めのない積算方法であり、将来変わり得るものだと説明する必要がある。

(議長)

来月も議論の場があるため、今回の事務局案と調整案で詰めていく。

10 上下水道局管理者挨拶

会議資料

【事前送付資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第
資料1 適正な下水道使用料のあり方について

【当日配布資料】

追加資料 使用料体系の調整
席次表